

宮崎県外来対応医療機関設備整備事業費補助金交付要綱

令和2年9月24日
福祉保健部感染症対策課

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、予算で定めるところにより同感染症を診察する外来等の設置者（以下「事業者」という。）が行う設備整備事業に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について（令和5年5月8日付け医政発0508第12号・健発0508第6号・薬生発0508第4号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知）の別紙「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について（令和5年5月8日付け厚生労働省発医政0508第13号・厚生労働省発健0508第10号・厚生労働省発薬生0508第58号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）及び令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（令和5年5月8日付け厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「国実施に当たっての取扱い」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、国実施要綱3（4）に基づき、新型コロナウイルス感染症患者外来等の設備整備を実施する事業者とする。

(補助対象経費等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、国交付要綱の別表に定める経費及び補助率とし、その上限額は、国実施に当たっての取扱い（2）に定める額とする。

2 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 前項の上限額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により算定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。

3 この補助金の対象となる事業の実施期間は、令和5年5月8日から知事が別に定める日までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施実績書（別記様式第1号）

(2) 補助金所要額精算書（別記様式第2号）

(3) 補助金対象経費実支出額内訳（別記様式第3号）

(4) その他知事が必要と認める書類

- 2 当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合にはこれを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第5条 補助金の交付決定の通知は、規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

（申請の取下げのできる期限）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法等）

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万以上の財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、この補助金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することなく、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告し、これを返還しなければならない。
- (4) 補助事業が実施年度内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（書類の提出部数等）

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県外来対応医療機関設備等整備事業費補助金から適用する。